

目 次

はじめに	3
自民党憲法改正草案への批判と分析	
【自治労連全国弁護士意見書「憲法改悪を許すな」の活用法】	5
1. 意見書の役割 ～ 学習、議論、説得のツールとして	5
2. 意見書の内容 ～ 自民党憲法改正草案の何が問題か	6
3. 最後に	10
第1章 憲法が憲法でなくなる 立憲主義の破壊	11
1 国家を縛る憲法から国民を縛る憲法へ	11
2 国民主権原理の希薄化	11
3 国民を縛る憲法へ	12
4 憲法改正要件の緩和 – 簡単に憲法を改悪できる国へ	13
(1) 憲法改正要件の緩和	13
(2) 憲法における改正手続の意味	13
(3) 硬性憲法の意味と軟性憲法への変質	13
第2章 戦争をする国へ 平和主義の否定と軍隊の創設	15
1 侵略戦争への反省を投げ捨て	15
2 平和的生存権の否定	15
3 「戦争の放棄」を放棄	16
4 戦争を防ぐ「戦力不保持・交戦権の否認」も削除	17
5 軍隊（国防軍）の創設	17
(1) 国防軍の活動	17
(2) 秘密保護法制、審判所の創設	18
6 領土の保全	18
7 緊急事態	19
第3章 基本的人権の保障の後退 福祉国家理念の否定	20
1 日本国憲法が目指す福祉国家の理念	20
2 自助と家族を強調して福祉国家理念をかなぐり捨てる自民党草案	20
3 人権を制限するための憲法？	21
4 表現活動が封殺される	22
5 後退する社会権	23
(1) 教育権	23
(2) 労働基本権	24
6 「新しい権利」・・・実は権利と似て非なる「権利もどき」	24
7 基本的人権保障を大きく後退させる自民党草案	25
第4章 国民の声が届かず格差は拡大 統治機構の改編	26
1 国の統治機構	26
(1) 国会・司法の権限は後退	26

(2) 国会の審議の軽視	26
(3) 内閣総理大臣の権限強化、軍事的側面の強化	26
(4) 財政「健全化」による福祉の切り捨て	27
(5) 政党規制のおそれ	27
(6) 司法権の独立の後退	28
2 地方自治	29
(1) 福祉国家における地方自治体の役割を否定	29
(2) 地方自治の変質	29
(3) 自治体財政と住民負担	30
(4) 道州制へと道を開く自民党草案	31
(5) 住民投票制度の後退	32
第5章 排外的ナショナリズム 天皇中心への逆行	33
1 天皇の地位の強化	33
2 国旗・国歌の制定と排外的ナショナリズム	34
第6章 「維新の会」の国づくりは自由民主党と同じ～「維新八策」批判	35
1 維新の会が目指す国家像の危険性	35
(1) 現行憲法を根底から否定する維新八策の国家像	35
(2) 目指すは新自由主義構造改革路線の実現、平和主義の放棄	35
2 平和主義の否定	36
3 大企業を優先し雇用と暮らしは切り捨て	37
(1) 大企業優遇、競争力強化一辺倒の政策	37
(2) 社会保障の切り捨て、雇用の不安定化	37
(3) 戦後教育の破壊	38
(4) 公務員改革の危険な内容	39
4 統治機構の改変による強権政治	41
(1) 憲法改正を伴う統治機構の改変	41
(2) 国会の機能低下と首相の権限強化	41
5 地方自治	42
(1) 目指すは道州制	42
(2) 自治体間格差の助長	42
(3) 住民の福祉に関する国の役割放棄	42
6 憲法改正手続の緩和	43
7 急進的な構造改革と改憲に進む「維新の会」	43
【資料】	
自由民主党「日本国憲法改正自民党草案」	46
大阪維新の会「維新八策」	61

はじめに

憲法が重大な局面を迎えています。自由民主党は2012年（平成24年）4月、「日本国憲法改正自民党草案」（以下「自民党草案」といいます。）を発表しました。現在の日本国憲法の基本原理に大きな変更を加え、生存権など基本的人権保障に大きな制約をもたらし、国と地方自治体の統治の仕組みも、民意の届きにくいものとし、地方の格差をさらに拡大するものとなっています。

国政での勢力拡大をねらう「日本維新の会」も、「維新八策」の中で、現在の日本国憲法に重大な変更を加えることを表明しており、その基本的な方向性は、自民党草案と重なっています。その他に次々と「第三極」を名乗る政党があらわれていますが、いずれも基本的な方向性は類似するものとなっています。

自治労連弁護団は、住民本位の豊かで民主的な地方自治体をつくり、自治体にはたらくみなさんの権利擁護のために活動する立場から、現在憲法を変えようとする人々が、どのような国と地方自治体に変えようとしているのかを明らかにするために、意見を表明するものです。

この意見書は、自由民主党「日本国憲法改正自民党草案」の批判を中心にし、あわせて2012（平成24）年9月1日に最終案として公表された「維新八策」も特別にとりあげて批判する内容となっています。

各界のみなさんに広くご活用いただけることを願っています。

◇ 自由民主党「日本国憲法改正自民党草案」

http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf

◇ 自由民主党「日本国憲法改正自民党草案」Q & A

http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf#search='%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3%E8%8D%89%E6%A1%88+Q%Ef%BC%86A'

◇ たちあがれ日本「自主憲法大綱（案）」

http://www.tachiagare.jp/data/pdf/newsrelease_120425.pdf#search='%E7%AB%8B%E3%81%A1%E4%B8%8A%E3%81%8C%E3%82%8C%E6%97%A5%E6%9C%AC+%E8%87%AA%E4%B8%BB%E6%86%B2%E6%B3%95%E5%A4%A7%E7%B6%B1'

◇ みんなの党「憲法改正の基本的考え方」

<http://www.your-party.jp/file/press/120427-01a.pdf#search='%E3%81%BF%E3%82%93%E3%81%AA%E3%81%AE%E5%85%9A+%E6%86%B2%E6%B3%95%E6%94%B'>

9%E6%AD%A3%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E7%9A%84%E8%80%83
%E3%81%88%E6%96%B9'

◇ 維新八策

http://www.nikkei.com/article/DGXNASHC3103B_R30C12A800000/

自民党憲法改正草案への批判と分析

【自治労連全国弁護士意見書「憲法改悪を許すな」の活用法】

2013年2月

自治労連全国弁護士（憲法PT）

弁護士 穂積 匡史

1. 意見書の役割 ～ 学習、議論、説得のツールとして

2012年4月、自民党は「日本国憲法改正草案」を発表した。

その後に行われた衆議院総選挙（2012年12月）の結果、現在、衆院の約9割を改憲派が占めるに至った。これは大変にショッキングであり、われわれが未だかつてないほどの危機感を持たねばならない現状にあることを否定できない。

しかし、この自民党の大勝は、民主党の“敵失”と選挙制度の歪みに助けられたもので、得票率で見ればわずか4割そこそこ、有権者比では小選挙区で24%、比例代表ではわずか15%の支持しかない「虚構の多数」である¹。

しかも、このとき当選した自民党議員と、彼らに投票した有権者との間では、憲法改正や集団的自衛権への賛成度に相当の温度差があり、改憲に前のめりな議員とは裏腹に、有権者は意外に慎重だとされる²。つまり、憲法改正問題について言えば、より一層、今の国会世論は、国民世論から大きく遊離している。

われわれは、この状況をしっかりと可視化して、国民世論が誤った方向に漂流しないように取り組む必要がある。そうすれば、国会世論も変えられる。

そのために、護憲派市民はもちろん、中立派・慎重派の市民にも、自民党憲法改正草案の問題点を正確に伝え、護憲の輪を広めていこう。

その際、日々住民とともに在り、住民本位の豊かで民主的な地方自治体づくりに取り組んできた自治労連は、国家と個人の間立つ中間団体として、学習活動の主體的なプレーヤーとなるべきである。

意見書「憲法改悪を許すな」は、そのためのツールの1つである。皆で読み、学

¹ 2012年12月27日付け「しんぶん赤旗」

http://www.jcp.or.jp/akahata/aik12/2012-12-27/2012122701_05_1.html

² 朝日新聞社と東京大学谷口研究室の共同調査（2013年1月28日付け朝日新聞）

<http://www.asahi.com/senkyo/asahitodai/>

習し、批判し、より良いものにブラッシュアップして行って欲しい。それもまた、憲法を護り活かす活動にほかならない。

2. 意見書の内容 ～ 自民党憲法改正草案の何が問題か

(1) 何が変えられようとしているのか

- ① 人権思想の否定（憲法 97 条を削除）³
- ② 国民に憲法尊重義務を課す（草案 102 条 1 項）
⇒ 草案は、人権保障のために国家権力の行使に縛りをつけるという「立憲主義」それ自体を否定している。
- ③ 憲法改正要件の緩和（草案 100 条 1 項）
⇒ 多数派に都合の良い改憲が容易に可能になる。
これでは、多数派による少数派の人権侵害も野ざらしに・・・
⇒ まさに、憲法が「憲法」でなくなる。

(2) 平和主義の否定と国防軍の創設

- ① 戦争への無反省
「戦争の惨禍」（憲法前文）を「先の大戦による荒廃」（草案前文）にすり換え、「幾多の大災害」（同上）と同列にして、あたかも天災のごとく扱っている。そのうえ、これらを「乗り越えて発展し」（同上）たという厚顔無恥なまでの無反省さ。
- ② 平和的生存権（憲法前文）を削除
- ③ 戦力不保持（憲法 9 条 2 項）を削除して、国防軍を創設（草案 9 条の 2）
⇒ 今の日本は、領土問題と解釈改憲（集団的自衛権行使）の策動だけでも、国

³ 自民党草案の起草者は、「天賦人権説」を明確に否定している。
たとえば、自由民主党憲法改正推進本部が 2012 年 10 月に公表した「日本国憲法改正草案 Q&A」（以下、「Q&A」という。http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf）では、「現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考え」「天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直しました。」とされている（3 頁、14 頁）。

際関係史的に見れば、十分に危険水域にある。

そのうえ9条を棄てて“国防軍”を持てば、どうなるか。

まさに“戦争前夜”である。⁴

- ④ 「国防軍」が守るのは「国民」より先に「国」である（草案9条の2第1項）
- ⑤ 秘密保護法制（草案9条の2第4項）と「軍法会議」（同5項）
- ⑥ 国民は、「領土、領海、領空、資源」を守ることに協力しなければならない（草案9条の3）
⇒ 国防軍が守るのは「国」であり、国民の権利は、国防軍とその活動のために、広範に制限されることになる。
⇒ 国防軍の創設は、決して、国民の安全を生まない。
- ⑦ 「緊急事態」には自治体労働者も人権抑圧体制に組み込まれる（草案99条）
⇒ 法の支配が及ばぬ国家総動員体制が憲法上すでに構築されている。

(3) 基本的人権の保障の後退／福祉国家理念の否定

- ① 憲法を制定するのは、良き伝統と国家を末永く子孫に継承するため（草案前文）
- ② 日本国民は和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する（草案前文）
- ③ 家族は互いに助け合わなければならない（草案24条1項）
⇒ 公助から自助へ。
家父長型家族制度の復活と、福祉国家理念の否定。
そのしわ寄せは、家族、そして個人へ。
- ④ 国を成長させるのは、活力ある経済活動（草案前文）

⁴ たとえば、国際関係史の専門家は次のように指摘している。

「この間の尖閣・竹島の領土問題は、専門家からすると、戦争が始まってもおかしくない緊張関係に入っている。（中略）こうした抗争地域を、一方が『国有化』宣言し、金で買ったらどうなるか。さらに、近隣三国と紛争を起こしながら、それとは異なる一国とだけの軍事同盟を主張すればどうなるか。（中略）現在、日本と近隣国の間で起こっていることは、世界史、国際関係史で見た場合に、ありえないほどのタブーが犯され始め、戦争前夜の条件を整えつつあるのである。」（羽場久美子「尖閣・竹島をめぐる『固有の領土』論の危うさ」／「世界」2013年2月号）

- ⑤ 国家財政と地方財政の健全性確保（草案 83 条 2 項、同 96 条 3 項）
⇒ 経済至上主義と財政健全化により、生存権は切り捨て。

- ⑥ 自由及び権利には責任及び義務が伴う（草案 12 条後段）
- ⑦ 「公益及び公の秩序」による人権制限（草案 12 条、同 13 条、同 21 条 2 項）
- ⑧ 新しい人権とは名ばかりの「人権もどき」（草案 19 条の 2、同 21 条の 2、同 25 条の 2、同 25 条の 4）
⇒ 自己責任思想の跋扈。
憲法が「権利の体系」から「義務の体系」に変質。
⇒ 「新しい人権」は、実は現行法令の規定より権利性が後退。
⇒ 人権保障のための人権規定が、人権を制限するための人権規定になっている。

- ⑨ 公益及び公の秩序を害する目的とする表現活動は認められない（草案 21 条 2 項）
- ⑩ 公務員の人権は全部又は一部を制限できる（草案 28 条 2 項）
⇒ 権力による不当な抑圧から国民・住民のくらしと権利を守り、向上させる自治労連の活動にも多大な支障が・・・
⇒ われわれの手で跳ね返そう。

(4) 統治システムの改変によって、国民の声は切り捨てられる

- ① 首相権限の強化（草案 54 条 1 項、同 72 条 1 項、同 72 条 3 項）
⇒ 強権的な政治システムを志向。

- ② 国会審議の軽視（草案 56 条 2 項、同 63 条 2 項）⁵
- ③ 政党規制の導入（草案 64 条の 2）
⇒ 民主主義を否定して、“決断主義”的政治を正当化。
国民の多様な意見を受け止め、議論を尽くして説得するという政治家の役割を放棄。

⁵ 一院制の導入（参議院の廃止）も、国会審議の軽視の現れであるといえる。
今回は見送られたが、Q&A では、「一院制を採用すべきか否かは、今回の草案の作成過程で最も大きな議論のあったテーマであり、党内論議では、『一院制を採用すべき』との意見が多く出されたところ。」「今後、二院制の在り方を検討する中で、一院制についても検討することとしました。」とされている（19 頁）。

- ④ 司法権の抑制、弱体化（草案 79 条 5 項、同 80 条 1 項、同 9 条の 2 第 5 項）
⇒ 司法による権力抑制をも弱めることで、独裁への道を拓く。

(5) 福祉国家における地方自治の役割は否定

- ① 国と地方自治体の「役割分担」と協力義務（草案 93 条 3 項）
- ② 議決事項の制限（同 94 条 1 項）
- ③ 「緊急事態」には、首相から首長へ「指示」（草案 99 条 1 項）
⇒ 地方自治の弱体化
⇒ 地方は国に従属し、協力させられる存在に。

- ④ 住民は地方自治の主権者から参画者に格下げ（草案 92 条 1 項）
- ⑤ 住民福祉の受益者負担（草案 92 条 2 項）
- ⑥ 財政健全化の名目による住民福祉の切り捨て（草案 96 条 3 項）
- ⑦ 道州制への道筋をつける（草案 93 条 1 項）⁶
⇒ 住民自治は大きく後退
⇒ 格差の拡大と福祉の劣化がますます進む・・・

(6) 排外的ナショナリズム

- ① 日本国は「元首」である天皇を「戴く」国家（草案前文、同 1 条）
- ② 「助言と承認」を「進言」に変更（草案 3 条）
⇒ 天皇の地位の強化・神格化と、象徴天皇制の変質

- ③ 天皇の「公的行為」を新設（草案 6 条 5 項）
- ④ 「憲法尊重擁護義務」から天皇・摂政を除外（草案 102 条 2 項）
⇒ 天皇の政治活動、政治利用に道を拓く

- ⑤ 「日の丸・君が代」「元号」の制定と国旗国歌尊重義務（草案 3 条、同 4 条）
- ⑥ 在日外国人の参政権の否定（草案 15 条 3 項、同 94 条 2 項）

⁶ Q&A では、「道州制については、今回の憲法改正草案には直接盛り込みませんでした。しかしながら、道州はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも、憲法改正によらずに立法措置により道州制の導入は可能であると考えています。」とされている（28 頁）。

- ⇒ 社会の多様性を許容せず、少数者を排除する偏狭なナショナリズム
- ⇒ 過去への反省を投げ棄て、歴史の教訓に学ばない姿勢の先に待つのは・・・
- ⇒ それは同時に、安倍政権にとっての急所でもある⁷

3. 最後に

以上のとおり、自民党の憲法改正草案は、日本国憲法の基本原理を根底から改変するものである。そこで目指されているのは、国民の権利が大幅に制約され、民意の届きにくい政治システムのもとで、強権的な政治権力の行使がなされる社会である。地方は国に従属し、協力させられる存在となる中で、経済至上主義・自己責任原理に基づき、地域間、個人間の格差はますます拡大し、多くの人々にとって生きづらい社会となるであろう。意見書の中でふれられているように、「日本維新の会」の「維新八策」や「みんなの党」の「憲法改正の基本的考え方」も、これと同様の立場に立つものである。

このような憲法改悪を許さないために、住民本位の豊かで民主的な地方自治体をつくろうとする自治労連運動の真価が問われている。

以上

⁷ 安倍政権の歴史に対する無知・無反省は、米「ニューヨークタイムズ」誌、英「エコノミスト」誌、独「シュピーゲル」誌など、複数の海外メディアでも批判されている（俵義文「安倍内閣の極右・タカ派人脈の系譜」／「前衛」2013年3月号）。

あるアメリカ人による次の発言は、安倍首相の歴史観の非常識さを端的に表現したものといえる。「日本人の中で、『強制連行』があったか、なかったかについて繰り返されている議論は、この問題の本質にとって、まったく無意味である。世界の趨勢は、だれも関心を持っていない。（中略）慰安婦が、『甘言をもって』つまり騙されてきたという事例があっただけで、完全アウトである。（中略）解りやすい例でいえば、『建国の頃アメリカは奴隷制を受け入れられていたのだから、歴史的には奴隷制は当然の制度』という議論が、今のアメリカでは全く受け入れられないことは、日本人にも理解できるのではないか。『慰安婦制度は歴史的にはやむをえなかった』という議論は、全くそれと同じに聞こえる。」（東郷和彦「私たちはどのような日韓関係を残したいのか」／「世界」2012年12月号）

第1章 憲法が憲法でなくなる 立憲主義の破壊

1 国家を縛る憲法から国民を縛る憲法へ

現行憲法の最も優れた特徴のひとつが立憲主義です。立憲主義とは、憲法によって国家権力に「縛り」をかけるという考え方をいい、その根本目的は人の固有の権利として基本的人権を尊重することにあります。そこでは国家は基本的人権の保障のために存在するものと位置づけられます。

これは、古くは、絶対王政の権力による圧政からの解放を求めた人々が、近代市民革命を通じて、自由と平等を基調とする社会を築くため、権力が強大になりすぎて人々の権利を抑圧することのないように憲法を制定したところに起源を有しています。日本においても、戦前に徹底的な言論統制により軍事政権の暴走を止められず戦争へ招いた反省から、現行憲法で立憲主義の原理が貫徹されているのです。

こうした立憲主義の考え方は民主主義とも密接に結びついています。国民が国家権力の支配から自由であるためには、国民自らが何らかの形で統治に参加するという民主的な制度が必要となります。この点、現行憲法は、国の政治の在り方を最終的に決定するのは国家ではなく国民であるという、国民主権原理を採用しています。この国民主権原理においては国家権力は国民の意思に基づいて組織し、また行使されなければなりません。後に述べるように、現行憲法も、憲法前文第1段において、国民主権原理に則ることを高らかに宣言しています。

もっとも、国民の意思に基づく国家権力であっても、一人の人間や機関に集中していれば、権力が濫用され、国民の基本的人権が蔑ろにされる危険があります。そのため、権力の集中を避け権力分立がなされる必要があります。そこで、現行憲法では三権分立（国会、内閣、裁判所）を定めています。

そして、現行憲法は、立憲主義の根本目的である基本的人権を保障する観点から、個人の尊重原理を基本とし（現行憲法13条）、基本的人権の制限を人権同士が衝突した場合に調整する原理とされている「公共の福祉」に反する場合に限るとしています（現行憲法12条、13条）。

このように現行憲法では、国家権力を憲法で縛り、国民の基本的人権を保障するという原理が貫徹されています。

ところが、自民党草案などの各党の改憲案は、権力を縛って国民の基本的人権を保障するという現行憲法に貫かれた立憲主義の理念を根底から覆し、憲法を逆に国民を縛るものへと変容させようとしており、極めて危険なものです。

2 国民主権原理の希薄化

現行憲法では、前文1段で「・ ・ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は

国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理で有り、この憲法はかかる原理に基づくものである」とされ、高らかに国民主権原理が宣言されています。

しかし、自民党草案では、前文には「国民主権原理の下」と一言のみ触れられるにとどまり、むしろそれより前に「国民統合の象徴である天皇を戴く国家」（自民党草案前文1段）と規定し、天皇を国民より前に押し出しています。

また、自民党草案では、「個人の尊厳」（現行憲法13条）をあえて「人の尊厳」に変え（自民党草案13条前段）、憲法の最高法規性を根拠づける「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年に亘る自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」という基本的人権の人類史的意義に関する規定（現行憲法97条）を丸々削除しています。これらには、個人の尊重原理や基本的人権の価値を相対的に低める意図が顕著に現れています。

なお、後にのべる自民党草案が国会の審議を軽視している点や、維新八策などが宣言する一院制や首相公選制も国会を軽視するもので、国民主権原理を希薄化するものです。

3 国民を縛る憲法へ

さらに、自民党草案では、国民は「規律を重んじ」るものとされ（自民党草案前文4段）、国民には、国家の象徴と位置づけられる「日の丸」や「君が代」を尊重する義務まで課されています（自民党草案3条2項）。

また、現行憲法では、国家権力を憲法で縛るという趣旨から、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に憲法尊重擁護義務を課し、一方で憲法による保障を享受する対象である国民には憲法尊重擁護義務を課していません（現行憲法99条）。ところが、自民党草案では、天皇及び摂政の憲法尊重擁護義務がはずされ（自民党草案102条2項）、逆に憲法による保障を享受する存在であるはずの国民に憲法尊重義務が課されています（自民党草案102条1項）。

さらに、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発せられた場合には、国民は国その他公の機関の指示に従わなければならないとされています（自民党草案99条3項）。

このように自民党草案は、現行憲法において貫徹されていた「憲法が国家権力を縛って基本的人権を保障する」という立憲主義の考え方を放棄し、逆に「憲法が国民を縛り国家権力を自由にする」ものに変えられ、国家権力による人権侵害を容易にするものとなっています。

4 憲法改正要件の緩和 ―簡単に憲法を改悪できる国へ

(1) 憲法改正要件の緩和

憲法改正要件について、現行憲法では、①各議院の総議員の3分の2以上の賛成と、②国民投票の過半数の賛成が必要とされています。

自民党草案は、この改正要件について、①国会の議決要件について、各議院の議員の総議員の過半数とし、また②国民投票についても最もハードルの低い「有効投票の過半数」と憲法上明記することで、大きく緩和しています（自民党草案100条1項）。

また、たちあがれ日本の「自主憲法大綱」、みんなの党の「憲法改正の基本的考え方」、そして後述する維新八策のいずれも、憲法改正手続を同様に緩和することを提案しています（特に、たちあがれ日本は、国会の発議が3分の2以上の賛成をもってなされた場合には国民投票すら要しないとしており、極めて問題が大きいものです）。

なお、憲法改正要件②の「過半数」については、有権者総数、投票総数、有効投票総数のいずれを基準とするかについて、現行憲法の下でも見解が分かれています。国民主権原理からすれば、有権者総数か、少なくとも投票総数とするのがふさわしいものといえます。もっとも、2010年（平成22年）5月18日に施行された「日本国憲法の改正手続に関する法律」（憲法改正国民投票法）では、もっとも要件が緩く国民の意思を正確に反映しない「有効投票の過半数」を前提としており、国民主権原理からは問題があります。

(2) 憲法における改正手続の意味

憲法の改正手続は、憲法の規定を誰がどのような手続によって変更することができるかを定めるものです。改正手続の規定には、憲法を制定する権力を誰が有し、どのようにそれを行使するのかが定められており、改正手続は憲法の中の憲法というべきものです。そのため憲法改正手続は、基本的人権や国民主権と並ぶ「憲法秩序の根本的部分」として本来、改正が許されない条項です。

現行憲法の憲法改正手続には、国民投票が認められています。このことから、憲法を制定する権力は、国家ではなく、主権を有する国民にこそあることは明らかであって、憲法改正手続を改正する必要はありません。ましてや、たちあがれ日本のように改正要件に国民投票を要しない場合を設けることは、国民の憲法制定権力を奪ってしまうものです。

(3) 硬性憲法の意味と軟性憲法への変質

現行憲法は、発議要件を各議院の3分の2以上の議員の賛成としたり、国民投票における賛成を要件とするなど、憲法改正の要件を通常法律制定に比べて厳格なものにしています（いわゆる硬性憲法といいます）。これは、憲法が国の統治の基本を定める基本法であることから、一般の法律と異なり、国会の議席に一定の変動があっても

変更してはならないものだからです。

各党の改正案は、憲法を軟性憲法（硬性憲法に対比されるもので、一般の法律と同程度の手続で改正される憲法のことをいいます）に近いものに変質させてしまいかねません。これでは、時の多数派による国民の人権侵害が容易に可能となるおそれが大きく、たいへん危険なものです。

そもそも、国家の基本法を変更するような重大な変更を提案する場合には、より多くの国民の賛成を得るように努力すべきです。にもかかわらず、改正手続の緩和は、国家権力の側が、自らに都合の悪い規定について少数の賛成でも成立するようにしようというものです。これは、憲法の中身を変える世論が形成されておらず、現在の改正手続のもとでは憲法の中身を大きく変えることは難しいと自認しているものともいえるでしょう。さらには、憲法改正手続を緩和することで、「国防軍」の創設にとどまらず、「国防軍」による戦争の開始や徴兵制を設けることなどを狙っているのです。

第2章 戦争をする国へ 平和主義の否定と軍隊の創設

1 侵略戦争への反省を投げ捨て

平和主義は、現行憲法の最も大きな柱とされています。長年の侵略戦争によって近隣諸国に多大なる被害を及ぼし、かつまた自らも悲惨な体験をした日本国民の平和への念願と決意の表明は、なによりもまず憲法の前文の全体に亘って決意されています。つまり、現行憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」し（現行憲法前文1段）、侵略戦争が政府の行為によって引き起こされたものであること、それによって国内外に多くの犠牲を強いたことを強く反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないことを決意しています。

そして、これを受けた9条1項・2項において、具体的に戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認を国家に課し、政府が二度と戦争を行わない国の枠組みを定めています。

このような現法憲法の平和主義の原理は、決して他国を頼りに自国の安全を確保しようとか、世界情勢の流れのままに身を任せ何もしないなどという消極的態度を意味しているのではありません。あるいは、日本だけが平和であればよいという一国平和主義を宣言しているわけでもありません。むしろ、日本が先頭に立って全世界の平和と人権を守るための具体的行動を起こし、積極的に世界平和を追求するということを意味するものです。現行憲法前文が「・・国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」（現行憲法前文2段）、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」（現行憲法前文第4弾）としているのは、このような確固たる決意を表しているものです。

しかし、自民党草案では、前文から侵略戦争の反省と決意を削除し、「先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越え」としています（自民党草案前文2段）。侵略戦争を引き起こした責任の所在について曖昧にするどころか、むしろ「惨禍」を「荒廃」として戦争を人災ではなく天災であるかのように位置づけようとするものであって、日本軍が行ったアジアにおける加害行為や空襲や原爆による犠牲から目を背け、侵略戦争に対する反省を全く投げ捨てるものです。

2 平和的生存権の否定

現行憲法は、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とし、さらに「全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（現行憲法前文2段）として、平和のうちに生きる権利（平和的生存権）を明記しています。このように現行憲法は、平和主義の基底に平和的生存権をおき、平和を単なる原理原則だけでなく、「人権」の問題として位置づけています。戦争は、自由・人権のみならず

人間の生存を否定するものであり、人の自由・生存は「平和」であってはじめて確保されるものです。その意味で平和はあらゆる人権の基礎をなすものです。

とりわけ、核兵器のような人類の絶滅をももたらしうる大量殺戮兵器がますますその性能を高め蓄積されている今日、人間が自らの手で自らを絶滅させる愚を犯さないため、現行憲法が、単に「政策としての平和」ではなく「人権としての平和」を確認したことは、極めて重要なものです。

この平和的生存権は、裁判でも確認されています。長沼ナイキ基地訴訟第一審判決（札幌地判昭和48年9月7日判時712号24頁）では、平和的生存権を独自の権利として認め、この権利に基づいて保安林指定解除処分の取消を求める住民の訴えの利益が肯定されました。そして、自衛隊イラク派兵違憲訴訟名古屋高裁判決（名古屋高判平成20年4月17日判時2056号74頁、確定）では、「憲法前文に『平和のうちに生存する権利』と表現される平和的生存権は、・・現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである」と平和的生存権が憲法で保障された人権であることが、明確に認められています。

しかし、自民党草案では、この平和的生存権に関する部分を全て削除しており、国民に平和のうちに生きる権利は認めないという意思を露わにしたものになっているのです。

3 「戦争の放棄」を放棄

現行の憲法第2章が「戦争の放棄」としているものを、自民党草案では「安全保障」に変えられています（自民党草案第2章）。ここでいう「安全」とは、「国・・の安全」（自民党草案9条の2第1項）及び「国際社会の・・安全」（自民党草案9条の2第3項）であり、集団的自衛権の行使や国際協力の名の下での海外派兵を念頭に置いたものです。

また、現行憲法が、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を永久に放棄しているのに対し（現行憲法9条1項）、自民党草案では、放棄の対象を国権の発動たる戦争のみとし、武力による威嚇及び武力の行使については「用いない」とするに留めています（自民党草案9条1項）。そして、自衛権の発動については、個別的自衛権と集団的自衛権について区別もせず、積極的にこれを承認しています（自民党草案9条2項）。なお、集団的自衛権については、立ち上がれ日本（集団的自衛の固有の権

利を有し、これを行行使することができる旨を確認する規定を置く) やみんなの党 (自衛権のあり方を明確化) も、規定をしています。

このように自民党その他の改正案は、現行憲法の「戦争の放棄」を放棄し、日本を戦争を可能な国にする意図があることは明らかです。

4 戦争を防ぐ「戦力不保持・交戦権の否認」も削除

さらに、現行憲法が規定していた戦力の不保持、交戦権の否認 (憲法 9 条 2 項) について、自民党草案からは削除されました。

戦争放棄の条項だけでは実際の戦争を防ぐことはできません。現代史においては、明確に「戦争」を行うとして侵略戦争を始めた国家はありません。例えば、1928 年パリ不戦条約は「締結国ハ、相互ノ間ニ起ルコトアルベキ一切ノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言ス」(1 条)、「締結国ハ、相互ノ間ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス」(2 条) として、明確に戦争の法規と紛争の平和的解決を志向していましたが、自衛権を無限定に認めるという致命的限界を有しており (参考: 小林武「平和的生存権の歴史的意義と法的構造 (一)」)、第二次世界大戦や冷戦下での地域戦争を防ぐことはできませんでした。

だからこそ、日本国憲法は「戦争否認の具体的な裏付けとして、陸海空軍その他の戦力を許さず、国の交戦権は認めないと規定」(芦田均、1946 年 8 月 24 日第 90 回帝国議会答弁) したのです。

実際、国家にはおよそ自衛権があるという理屈により自衛隊が創設された後も、「戦力不保持」(現行憲法 9 条 2 項) があったからこそ、防衛費対 G N P 1% 枠や武器輸出禁止三原則を設けることが可能になったのです。

自民党草案が「戦力不保持」・「交戦権否認」規定を削除したことの狙いは、後に述べるように「国防軍」が自衛の枠を超えて海外でアメリカとともに軍事行動を行うことを可能にすることにあり、加えて軍事産業に依拠した経済体制を可能にすることにあります。

5 軍隊 (国防軍) の創設

(1) 国防軍の活動

自民党草案は、自民党草案で「自衛軍」を創設するとしていたのを、今回の自民党草案でさらに推し進め、「国防軍」を創設するものとしています (自民党草案 9 条の 2)。

自民党草案では、国防軍は、「国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため」保持するものとされており (自民党草案 9 条の 2 第 1 項)、国防軍の役割は自衛権の枠内に限定されていません。

また、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」、つまり多国籍軍などへの海外派兵を容認するものとなっています。

さらに、国防軍には、「公の秩序を維持し国民の生命若しくは自由を守るための活動」、つまり治安出動や国民監視も任務とされています（自民党草案9条の2第2項）。後に第3章で述べるように日本政府が福祉を切り捨てるだけ切り捨て、国民の貧富の差を拡大させる政策をとり続けた結果、その痛みに耐えられなくなった国民が政府に対して言論その他の手段によって行動を起こそうとしたとき、その行動を予め封じるための装置がこの規定によって設けられようとしています。

また、そこでいう「国民の生命若しくは自由を守るための活動」に、在外国民の保護（自民党草案25条の3）も入るとすれば、単独での海外派兵も可能となってしまいます。

（2）秘密保護法制、審判所の創設

そして、国防軍の機密に関する事項については「法律でこれを定める」とされ（自民党草案9条の2第4項）、これは秘密保護法制の制定を憲法上の前提としています。秘密保護法制は、国民の知る権利、表現の自由に対する重大な制限となりうるものです。

また、国防軍の機密に関する罪などの裁判を行うため、国防軍の審判所をおくとされています（自民党草案9条の2第5項前段）。2012年3月の憲法改正推進本部起草委員会資料には「審判所（いわゆる軍法会議）」と標記され、これが戦前の軍法会議を復活させるものであることは明らかです。軍法会議には、例えば、第二次大戦末期に、南方戦線で食料の補給が絶たれ、飢えに苦しみ食料を求めてジャングルに入った日本兵が、軍紀を守るために「見せしめ」を求めた軍上層部の意向で、「逃亡罪」として拘束、処刑された事例や、逆に海軍将校が犬養毅首相を暗殺した5・15事件において、異例の軽い刑ですませた事例などがあります。このように、軍法会議が法の支配に反する制度であることは、歴史的教訓となっています。

2012年の延長国会に提出されようとし、また今後も提出が狙われている秘密保全法は、国民に知らせたくない情報を「特別秘密」とであると政府が決めれば、国民に隠すことができるようになるという非常に恐ろしいものです。国防軍の機密に関する罪を司法権の及ばない軍法会議で行おうというものは、これと同一の発想によるものです。むしろ、憲法で規定するのですから、より危険なものといえます。

6 領土の保全

自民党草案は、国民と協力して領土、領海、領空を保全して資源を確保しなければならないとしています（自民党草案9条の3）。そして一方で、現行憲法前文の「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と務めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」（現行憲法前文2段）、「われらは、いずれの国家も自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」（現行憲法前文第3段）という格調高く国際平和を誓う部分を削除しています。

これは竹島や尖閣諸島、北方領土などの領土問題について、実力的支配、軍事的解

決を視野におくものであることは明らかです。実際に現在でも、政府は、賛否を問う住民投票の請求がなされるなど住民の反対があるにもかかわらず、沖縄・与那国島に自衛隊を配備しようとしています。本来、これら領土問題は、国際社会における理性ある対話の努力を惜しんではならず、外交交渉の中で解決すべきものです。自民党草案は、憲法の中で、領土問題におけるの軍事力行使、ひいては戦争を認めかねないものであり、極めて危険なものです。

7 緊急事態

自民党草案は第9章として「緊急事態」の項目を新設しています。そこでは98条1項で「外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとき」は、内閣総理大臣は閣議の上、緊急事態の宣言を発することができるものとされています。

内閣総理大臣によって緊急事態の宣言が発せられると、「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができ」、「地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」（自民党草案99条1項）とされ、「何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。」（自民党草案99条3項）とされます。

そもそも、武力攻撃や内乱といった人災と、大規模な自然災害といった天災については、それに対する対処の方法は自ずと異なり、それを「緊急事態」とまとめてしまうこと自体問題ですが、さらに、自民党草案では「法律で定める緊急事態」まで含まれることになり、「緊急事態」の対象は容易に拡大されうることとなってしまいます。

そして、緊急事態が宣言されれば、内閣は法律と同一の効力を持つ政令を制定することができることとなりますので、内閣のみの権限で、国民の権利や自由を制限し、違反行為者に対して罰則を与えるような内容の政令を制定することができるようになってしまいます。また、地方自治体の長に対して必要な指示を与えることができるとされることで、地方自治体やそこで働く自治体職員らが、「緊急事態」の名のもとに人権抑圧体制に自動的に組み込まれることになってしまいます。なお、地方自治の項で後述するように、自民党草案においては、国と地方自治体との「役割分担」が法律で明確にされ、協力を強制されることとなっていますので、「緊急事態」において、地方自治体の長が「必要な指示」に従わず、地方自治体が独自の判断で行動することは極めて困難と言えるでしょう。

緊急事態の宣言は、内閣総理大臣が閣議にかけた上で発することができるので、国会の承認は事後でも足りるとされています（自民党草案98条2項）。したがって、国会の民主的コントロールが及ばない中で、憲法上の諸原理を無視した、重大な人権制限を伴う体制をつくるのが可能になってしまうのです。

第3章 基本的人権の保障の後退 福祉国家理念の否定

1 日本国憲法が目指す福祉国家の理念

日本国憲法は、13条で「生命・自由・幸福追求の権利」を保障し、14条に「法の下
の平等」を定めて、自由と平等の保障を高らかに謳っています。さらに、日本国憲法
は、個人尊重原理（憲法13条）のもと、福祉国家の理念を掲げて、国民の誰もが人間
らしい生活を送ることができると保障しています。その総則的な規定が、憲法25条で
す。同条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す
る。」と定めて、一人ひとりの権利としての生存権を保障しています。

この生存権を具現化するため、憲法26条は、個人が人格を完成して人間らしく生き
ていく術を身に付けるための教育権を保障し、無償の義務教育を定めます。また、憲
法27条は生計維持と自己実現のための勤労権を、さらに憲法28条は労働条件を維
持・向上させる手段としての労働基本権を保障しています。そして憲法25条2項は、
「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進
に努めなければならない。」と定めて、国に福祉国家の実現に努める義務を課していま
す。

もっとも、福祉国家において真に人間らしい生活を送るためには、衣食住の充実の
みならず、自由で充実した精神生活が必要です。また、自由な精神活動は、民主主義
プロセスを通じて福祉国家を実現していくための手段としても重要です。そこで、日
本国憲法は、思想及び良心の自由（憲法19条）、信教の自由（憲法20条）、集会、結
社及び表現の自由（憲法21条）、学問の自由（憲法23条）などの精神的自由権を保障
しています。

他方で、福祉国家理念のもとで社会的・経済的弱者に対する保護を手厚くして実質
的平等を実現するためには、その他の者に対して、経済的自由の制約を甘受してもら
う必要が生じる場合があります。憲法が営業活動の自由（憲法22条1項）と財産権
（憲法29条）について特に「公共の福祉」による制約を明示しているのは、そのよう
な趣旨であるということが出来ます。

このように、日本国憲法上、私たち一人ひとりが人間らしく生活する権利を有する
一方で、憲法は国に対してその実現を義務づけるとともに、他の人権との調整を図っ
ているのです。

2 自助と家族を強調して福祉国家理念をかなぐり捨てる自民党草案

ところが、自民党草案は、この福祉国家の理念をかなぐり捨てようとしています。

すなわち、自民党草案は、前文で「日本国民は・・・和を尊び、家族や社会全体が
互いに助け合って国家を形成する。」と述べて、家族や社会全体が助け合う国家の形成
を目指すと言明しています。これは、家族や社会の助け合いを強調することで、国家

の役割をあいまいにし、国民に人間らしい生活を保障する第一義的な責任が国家にあるという福祉国家理念を押しつぶそうとするものです。

強い者、持てる者、大企業等は、それでも良いのかもしれませんが。しかし、弱い者、持たざる者、頼るべき家族を持たない者は、どうなるのでしょうか。結局、自己責任の名のもとに切り捨てられ、社会から排除されることになってしまいます。

自民党草案は、さすがに憲法 25 条の生存権規定そのものを直接に削除しようとはしていません。しかし、他の改定箇所を見れば、生存権保障を骨抜きにしようとしていることは明らかです。

たとえば、国民に対して「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚」することを求める規定（自民党草案 12 条後段）の新設は、生存権の領域にまで自己責任や応益負担の原則を持ち込むことを狙ったものといえます。

両性の本質的平等を定める憲法 24 条には、「家族は、互いに助け合わなければならない。」（自民党草案 24 条 1 項）との新たな項目が書き加えられています。これは、家族による助け合いを強調することで国民に責任を押し付け、国の生存権保障を後退させようとするものです。

さらに、「財政の健全性」が「確保されなければならない」との規定（自民党草案 83 条 2 項）の新設により、財政状況を理由とする公助の切り捨てが目論まれています。

その一方で、自民党草案は前文で、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」と宣言したうえ、社会権の保障と緊張関係に立つ場合もある営業活動の自由について憲法 22 条 1 項から「公共の福祉に反しない限り」との文言を削除するとともに（自民党草案 22 条 1 項）、知的財産権に対する特別の「配慮」を求めるなど（自民党草案 29 条 2 項）、経済活動の一層の自由化、規制緩和が企図されています。

他方で経済活動の自由化とは正反対に、精神活動に対しては、その自由の制限を徹底しています。すなわち、日本国憲法における「公共の福祉に反しない限り」との文言を「公益及び公の秩序に反しない限り」に置き換えることにより（自民党草案 12 条後段、13 条後段、21 条 2 項）、人権に対する制限を強めているのです。これでは、改憲後に市民が生存権の切り捨てに気づいても、「時すでに遅し。もはや民主主義プロセスを経て権利の回復を図る途は閉ざされていた。」ということになりかねません。

このように自民党草案は、日本国憲法が目指す福祉国家理念を 180 度方向転換し、社会的・経済的強者のパワーを最大化する一方で、社会的・経済的弱者の権利を切り捨てており、しかも、その回復の途すら閉ざそうとするものです。絶対にこのような改憲を認めるわけにはいきません。

以下、いくつかの主要な論点を解説します。

3 人権を制限するための憲法？

自民党草案は、さまざまな形で人権を制限しています。その象徴が、自民党草案の

中に繰り返し登場する「公益及び公の秩序」という文言です。

日本国憲法は、人権を制限できるのは「公共の福祉」に基づく場合に限りられています (12条、13条)。ここで「公共の福祉」とは、「人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理」を意味します。つまり、人権を制約することが許されるのは、原則として、人権と人権が衝突をした場合に限りられるということです。

これに対して自民党草案は、「公共の福祉」という文言に代えて、「公益及び公の秩序」(自民党草案12条後段)を盛り込みました。この「公益及び公の秩序」という言葉の意味について、自民党は、2005年7月7日に発表した要綱第1次素案において、「国家の安全と社会秩序を維持する概念」であることを明らかにしていました。これでは、人権相互の矛盾・衝突の調整という範囲を超えて、国家・社会のために人権を制限することが認められることになってしまいます。本来、国家に対抗する存在である人権を、国家のために制限できるとするのは、立憲主義のもとではあり得ない論理矛盾です。憲法の自殺行為と言っても過言ではありません。

かつての大日本帝国憲法(明治憲法)にも人権を保障する規定(第二章 臣民権利義務)がありました。しかしそれは、人権を「法律の範囲内」で保障するに過ぎないものであったことから、後に治安維持法をはじめとする人権制限法令により、人権侵害の悲惨な歴史が生み出されたことは周知のとおりです。それゆえ、明治憲法下の人権規定は、「基本権を保障するためにあったのではなく、むしろこれを制限し否定することを根拠づけるためにあったのだ、と言っても言いすぎではない。」(川島武宜「日本人の法意識」岩波新書49頁)とも言われたのです。

自民党草案も明治憲法と同様に、国民の権利保障のために権力の手足を縛るという憲法の役割を放棄して、逆に市民の手足を縛る憲法に変貌させています。日本国憲法は国民の「権利の体系」と呼ばれますが、自民党草案はこれを国民の「義務の体系」へと転換しようとするものです。

4 表現活動が封殺される

「公益及び公の秩序」の名目で広範な人権制限を認めれば、民主主義社会は成り立ちません。そのことを、民主主義プロセスの維持にとって不可欠な権利として最大限に尊重されなければならない「表現の自由」を例にとって、見てみます。

自民党草案は、前述のとおり、「公益及び公の秩序」による人権制限を正当化し(自民党草案12条後段、13条後段)、「公益及び公の秩序を害することを目的」とする表現活動は「認められない」とします(自民党草案21条2項)。

では、たとえば、首相官邸前に多くの人々が集まって脱原発を求めることは、「公益及び公の秩序を害する目的」に当たるとされるおそれはないでしょうか。そもそも、表現活動の「目的」を、誰が、どのようにして、判断するのでしょうか。「公益及び公の秩序」による人権の制限が正当化されれば、原発を推進する時の政府が脱原発を求

めて首相官邸前に人々が集まることを「公益及び公の秩序を害する目的」であるとみなし、こうした行動を抑圧することが考えられます。このように、国家・社会という抽象概念に基づく人権制限を正当化する自民党草案のもとでは、表現活動は時の政府によって恣意的に抑圧される危険があり、こうした抑圧をおそれて国民の表現活動は限りなく萎縮させられてしまいます。これでは、表現活動は封殺されたも同然です。

また、かつて、「公の秩序をみだすおそれがある場合」に集会の自由を制限できると定める条例が問題となった事案で、最高裁は、集会の自由を制限できるのは、他者の人権を侵害する明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に限り、「公の秩序をみだすおそれがある場合」という言葉の一般的な意味に従って集会の自由を制限することは許されないという趣旨の判断を示しています（最高裁第三小法廷1995年3月7日判決・泉佐野市民会館事件）。つまり、現行憲法上、公の秩序を害するということだけでは、表現活動の自由を制限することはできないのです。

それにもかかわらず、自民党草案があえて「公益及び公の秩序」による人権制限を認めようとしているのは、まさに現行憲法上の人権保障を否定し、時の政権に批判的な表現活動を阻止することに、その狙いがあるというべきでしょう。

政権批判が自由になされなければ、社会の発展はあり得ません。自民党草案は、時の政権の保身を目的とするものと断ずるほかなく、人類の発展の歴史にも反するものです。

5 後退する社会権

社会権の根幹である生存権（憲法25条）について、自民党草案は直接には手を付けていませんが、実質的に骨抜きにしようとしていることは既に述べたとおりです。ここでは他の社会権について解説します。

(1) 教育権

まず教育権です。

教育は、国民一人ひとり（とりわけ、子ども）が、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要であり、個人の尊厳と人間らしい生活を保障するのに不可欠な営みです。

ところが自民党草案は、教育を、「国を成長させる」（自民党草案前文）ためのもの、「国の未来を切り拓く上で欠くことのできないもの」（自民党草案26条3項）と位置づけます。これでは、教育は子どものためではなく、国のためであるかのようです。教育勅語が「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」として、教育の目標が、永遠に続く皇国を支えることにあるとしていたことを想起させます。

また、国が「教育環境の整備に努め」る（自民党草案26条3項）というのは、国が教育内容に介入することを正当化しかねない危険を孕みます。近時の教育現場におけ

る管理統制の強化（教師の階層化、日の丸・君が代の強制、教科書採択に対する権力的介入など）や、国民の過半の反対を押し切って教育基本法を改定した安倍晋三元首相が、「憲法改正・教育再生」を掲げて自民党総裁に選出されたことを考えると、教育に対する政治の介入には、警戒し尽してもし過ぎることはありません。

（２）労働基本権

次に労働基本権です。

公務員の労働基本権は、現行法制度上も大幅な制限が存在しています。こうした労働三権や政治的行為に対する広範な制限に対して違憲の疑いが指摘され続けています。一般の多くの公務員は、民間の労働者と同じように賃金で生活する労働者ですから、民間労働者と同じく労働基本権を保障されるべきです。むしろ国民や住民の立場に立つ公務員や労働組合の活動を保障することが権力による不当な抑圧から国民や住民のくらしと権利を守り、向上させることにつながるのです。

ところが、自民党草案は、労働基本権を定める現行憲法 28 条に、「公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。」との規定を新設して（同条 2 項）、公務員の労働基本権をより一層制限しようとしています。公務員叩きに世論を誘導して選挙に利用せんとする自民党の党利党略が透けて見えます。このような不当な策動には断固反対して、公務員の権利の回復を図っていく必要があります。

6 「新しい権利」・・・実は権利と似て非なる「権利もどき」

憲法を変える理由として、しばしば主張されるのが、プライバシー権、環境権、知る権利などの「新しい人権」です。60 年以上も前につくられた憲法では、社会の進展についていけない、新たに巻き起こる人権侵害に対処できない、という議論です。

では、日本国憲法は、これらの権利を保障していないのでしょうか。

そうではありません。実際には、多くの新しい人権が憲法 13 条に基づいて提唱されており、中には判例や実務において認められるに至っているものがあるのです。そうすると、わざわざ新しい人権を定めるために改憲をする必要は乏しいと言わざるを得ません。

実は、「新しい人権」は改憲の口実に使われているに過ぎませんので、うっかり騙されてしまわないように注意する必要があります。

たとえば、自民党草案は、「何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。」と定めて（自民党草案 19 条の 2）、プライバシー権を創設したかの装いです。しかし、よく読むと、自民党草案は、「何人も・・・してはならない。」（自民党草案 19 条の 2）と定めることにより、これを国民の権利や国家の義務ではなく、国民相互の義務として規定しています。

環境権（自民党草案 25 条の 2）も同様です。自民党草案は、「国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。」（自民党草案 25 条の 2）と定めています。「国民と協力して」とすることにより、国家に対する制限規範としての人権の特質が削られているばかりか、「努めなければならない」というのはいわゆる努力義務であり、人権保障とは異なります。到底「新しい人権」の名に値しません。

知る権利（自民党草案 21 条の 2）も同様です。自民党草案は、「国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。」と定めるにとどまり（自民党草案 21 条の 2）、国民の権利としては定めていません。行政機関の保有する情報の公開に関する法律が「(国民の) 行政文書の開示を請求する権利」を定めている（同法 1 条）のと比較すれば、むしろ後退しているといえます。

以上のとおり、しばしば改憲の口実に使われる「新しい人権」は、いずれも人権と異なる「権利もどき」（清水雅彦「自民党『日本国憲法改正自民党草案』の内容と問題点」・「月刊憲法運動」2012 年 6 月号 27 頁）ですから、惑わされてはなりません。

なお、自民党草案は、「国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。」（自民党草案 25 条の 4）と定めていますが、そもそも国が犯罪被害者やその家族を含むすべての国民の人権を侵害してはならないのは当然であって、あえて規定を新設する意味はありません。むしろ国が人権に「配慮」という文言は、基本的人権の固有性（＝人権が恩恵として与えられたものではなく、人間であることにより当然に有する権利であること）や不可侵性（＝人権が原則として公権力によって侵されないこと）を後退させる言い回しであり、憲法が権力の侵害から基本的人権を保障する意味をまったく理解していないものです。自民党草案 25 条の 4 は憲法の条文の体裁をなしていません。

7 基本的人権保障を大きく後退させる自民党草案

以上のとおり、自民党草案は、日本国憲法が掲げた福祉国家の理念をかなぐり捨て、自己責任と家族主義、財政至上主義のもとで弱者を切り捨て、強者・大企業の利益を最大化しようとするものです。そして、そのような社会を構築・維持する手段として、表現活動の自由と公務員の労働基本権は大幅に制限され、教育に対する政治介入が正当化されようとしています。その一方で、改憲の口実とされる「新しい人権」は何ら「人権」の名に値しない詐欺まがいの「人権もどき」ばかりです。このような百害あって一利もない改憲は、絶対に阻止しなければなりません。

第4章 国民の声が届かず格差は拡大 統治機構の改編

1 国の統治機構

(1) 国会・司法の権限は後退

自民党草案は、国の統治機構（国会、内閣、司法）のあり方を変えて、内閣や総理大臣の権限を強化し、その一方で、国会の権限を後退させ、国民による民主的コントロールを後退させようとしています。また、現行憲法下で保障されている司法権の独立を脅かし、裁判所による内閣へのチェック機能も後退させようとするものです。

(2) 国会の審議の軽視

自民党草案 56 条 2 項は「両議員の議決は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければすることができない。」としています。現行憲法では「両議員は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。」と定めているものを、自民党草案では「議事を開き」との部分削除し、総議員の三分の一以上の出席がなくとも議事の開催を可能としています。重要法案の採決にあたっては、委員会や本会議での審議時間が十分に取られたか否かが問題とされることも少なくない中で、自民党草案では、ごく少数の賛成議員のみで行われた中身の無い審議ですら、その審議時間としてカウントされることになってしまいます。これでは、国民の生活に直結する重要法案などでも、少数の賛成議員のみが出席し、実質的な審議がなされないまま採決に付されることにつながる事となってしまいかねず、国会における審議を全く軽視するものに他なりません。

自民党草案 63 条 2 項では、内閣総理大臣及び国務大臣の国会への出席について「職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。」としており、現行憲法 63 条が「答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。」と定めているものに留保を加えています。本来、三権分立のもと、内閣を監督する機能を有する国会には、大臣の出席を求め、その説明や答弁を直接聴く必要がありますが、自民党草案では「職務の遂行上特に必要がある場合」との限定はされているものの、国民の代表機関である国会への説明や答弁をしなくてよい場合を設けるものです。内閣総理大臣や担当する国務大臣不在での国会審議を認めることは、国会における審議を軽視し、国民の代表機関である国会の権限を後退させるものです。

(3) 内閣総理大臣の権限強化、軍事的側面の強化

自民党は、自民党草案の Q & A の Q 24 の「答」で、内閣総理大臣が内閣（閣議）に諮らないでも、自分 1 人で決定できる「専権事項」を設けましたと説明し、こうした「専権事項」として、①行政各部の指揮監督・総合調整権、②衆議院の解散の決定権、③国防軍の最高指揮権の 3 つを挙げています。

まず、行政各部の指揮監督・総合調整権です。自民党草案 72 条 1 項は、「内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う」とし、内閣総理大臣の専権事項を明記し、内閣総理大臣が閣議にかけなくても行政各部の指揮監督・総合調整ができるようにし、内閣総理大臣の権限を現行憲法よりも強化しています。

次に、国会との関係でも、自民党草案 54 条 1 項では「衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。」とされており、内閣総理大臣に明文で専権事項として衆議院の解散権を与えることで、閣議に諮らなくても衆議院の解散ができるように内閣総理大臣の権限を憲法上強化させています。

さらに、自民党草案 72 条 3 項が「内閣総理大臣は、最高指揮官として、国防軍を統括する。」と定めて、内閣総理大臣に国防軍の最高指揮権を専権事項として付与しています。その上で、自民党草案 66 条 2 項は、現行憲法の「文民でなければならない」との規定を「内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない。」と変えています。現行憲法の文民統制の規定は、軍隊が政治に参与することを防ぐことを目的としており、「文民」とは、現役の軍人だけではなく、過去に軍人であった経歴を持っている者も含まれています。ところが、自民党草案では、前日まで自衛官であった人物であっても内閣総理大臣や国務大臣に就任することが可能になってしまい、内閣の軍事的側面が強化されるおそれがあります。

自民党草案は、国民の代表機関である国会の機能を形骸化する一方で内閣総理大臣の権限を強化し、強権的な政治の実現を狙っているのです。

(4) 財政「健全化」による福祉の切り捨て

自民党草案は、83 条 2 項で「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。」との規定を新設しています。「財政の健全化」という形で歳出が税収に応じて決められるという側面が強調され、歳出、特に国民のための歳出を抑制する口実とされるおそれがあります。「財政健全化」が「公益及び公の秩序」（自民党草案 12 条、13 条）となって、福祉や教育に対する支出を減らす根拠となり、生存権や教育を受ける権利を後退させることにつながりかねません。

(5) 政党規制のおそれ

自民党草案は、64 条の 2 を新設し、「国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。」（第 1 項）、「政党に関する事項は、法律で定める。」（第 3 項）と定めようとしています。

そもそも政党の創設や政党への加入、政党を通じた政治活動は、本来、結社の自由や表現の自由（憲法 21 条）として保障された極めて重要な基本的人権です。ところが、自民党草案によって政党規制がなされることになれば、国家権力によって恣意的

に政党の管理がなされたり、政党の自律的運営が阻害されたりするおそれがあります。さらには、多数政党が少数政党を「非民主的政党」と一方的に決めつけ、排除してしまうおそれすらあります。

(6) 司法権の独立の後退

現行憲法 76 条 3 項は、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」として、裁判官の職権の独立、ひいては司法権の独立を定めています。

そして、裁判官の報酬や任期といった身分保障の規定を設けることで裁判官の職権の独立・司法権の独立を担保しています。

ところが、裁判官の報酬について、現行憲法において「在任中、これを減額することができない。」と規定されているところを、自民党草案 80 条 2 項、同 79 条 5 項は、「分限又は懲戒による場合及び一般の公務員の例による場合を除き、減額できない。」という規定に変えようとしています。また、裁判官の任期について、現行憲法において「任期を十年とし」とされている規定を、自民党草案 80 条 1 項は、「法律の定める任期を限って任命され、再任されることができる。」という規定に変えようとしています。

裁判官の職権の独立・司法権の独立は、裁判官がその時々の内閣の意向によらずに基本的人権を守る役割を果たさせるための規定であり、こうした規定を実効性あるものにするために裁判官の報酬や任期といった身分保障の規定はたいへん重要です。現在、国家公務員賃下げ法案が提出され、可決された状況の中で、自民党草案が、「一般の公務員の例による場合」として、裁判官の身分保障を後退させようとしているのは、司法権の独立を侵害し、裁判所による人権保障の役割や、内閣へのチェック機能の役割を後退させようとするものです。

また、自民党草案 9 条の 2 第 5 項では「国防軍に審判所を置く」と定めています。これは、軍事に関する事項の第一次的な裁判権を裁判所から奪うことで、国家の軍事的側面を強めるとともに、裁判所の権限を後退させるものです。

さらに、自民党草案 79 条 2 項では、最高裁判所裁判官の国民審査について、「その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。」としています。現行憲法 79 条 2 項で「その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。」と具体的に規定されているのを、「法律の定めるところにより」とすることで、裁判所に対する国民からのコントロールを後退させることを可能にしようとするものです。

2 地方自治

(1) 福祉国家における地方自治体の役割を否定

自民党草案の地方自治の章では、「小さな政府」が加速され、現行憲法における福祉国家理念を支える地方自治体の役割や、それを国の財政で支える構造を根本的に変えてしまうことになってしまいます。現行憲法が目指した福祉国家を、新自由主義的な国家へと変質させてしまうものとなっています。これまで民主党政権下で進められてきた憲法の福祉国家理念を破壊する「地域主権改革」を、自民党が憲法改正自民党草案によって追認することになっています。

(2) 地方自治の変質

現行憲法 92 条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と定め、これを受けて地方自治法以下、地方自治体に関する法整備がなされています。「地方自治の本旨」とは、「住民自治」と「団体自治」からなるものと言われています。「住民自治」とは、福祉国家理念実現のために、地域の住民が、その地域ごとの要求を出して自ら実現していくこと、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、自らの機関によって事務を処理していくこととされています。この「地方自治の本旨」に関する考え方は広く定着しており、今後も維持発展されるべきものです。

ところが、自民党草案 92 条 1 項は、「地方自治の本旨」の内容を「地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う。」と定めようとしています。自民党草案では、本来、地方自治の主体であるはずの「住民」は、単に「参画」するだけの存在になってしまい、住民を主権者の立場からひきずりおろすことになりかねません。

さらに、自民党草案 92 条 2 項は「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。」との規定を新設し、主権者である住民の権利を「役務の提供を受ける権利」に矮小化しています。さらに、負担を分担する義務とワンセットにして、受益者負担を押し付け、福祉国家の理念である応能負担原則（＝福祉などのサービスの対価を各自の能力に応じて負担すること）を否定しようとしています。

そして、自民党草案 93 条 3 項では「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない。地方自治体は相互に協力しなければならない。」と規定し、国と地方自治体との「役割分担」を明確にした上で、地方自治体に対して国への協力を強制させようとしています。また、地方議会については、自民党草案 94 条 1 項で「条例その他重要事項を議決する機関」とされ、議決する事項が「重要事項」に限られてしまうこととなります。これらの規定は、「地方自治の本旨」のうちの「団体自治」の部分について、国から独立した地方公共団体としての権能を極めて制限する

ものであり、まさに「地方自治の本旨」の意味を全く変えようとしているものです。自民党草案 93 条 3 項、94 条 1 項によって、国と地方自治体との間に「役割分担」ができ、議会の議決事項も制限されることになれば、国の役割とされる事項について、地方自治体が、住民の意見をくみ取って、国に対して独自に意見を述べたり、施策を行ったりする余地は極めて限られることとなります。例えば、外交・防衛に関する事項について、国の役割と定められれば、基地問題で地方自治体の議会が議決を行ったり、「非核神戸方式」のような地方自治体独自の施策を行うことが極めて困難になってしまうのです。

(3) 自治体財政と住民負担

自民党草案 96 条 1 項は、地方自治体の財政について「地方自治体の経費は、条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする。」との規定を新設しています。同条 2 項において、「国は、地方自治体において、前項の自主的な財源だけでは地方自治体の行うべき役務の提供ができないときは、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講じなければならない。」との規定は設けていますが、あくまで補助的であり、原則として、地方自治体ごとの自主的財源によって自治体運営をしなければならないとの立場を明確にしています。その上で、自民党草案 83 条 2 項の「財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。」との財政に関する新設規定を地方自治体の財政においても準用しています。

その一方で、自民党草案 92 条 2 項は「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。」との規定を新設して、地方自治体の行う住民サービスの対価として、住民負担を義務化させようとしています。

これらの規定がもたらすものは、福祉施策の切り捨てと住民負担の増加に他なりません。地方自治体の経費は、原則自主的財源のみで賄われなければならなくなってしまいますので、地方税についてどのように制度設計をしたとしても、地域間において住民の所得等に歴然とした格差がある下では、地方自治体ごとに財政力に大きな格差が生じてしまいます。これにより、住民に対する公共サービスの水準も、地域ごとに大きな格差がもたらされることになるのです。

これまでは、生活保護や保育・教育のあり方など、国がナショナルミニマムを定め、その最低限の保障に対しては、国が税収を確保し、都道府県を通じて基礎自治体の財源を確保するという体制が取られてきました。これは、生活している地域を問わず、また、所得の多寡を問わず、すべての国民が均しく一定水準の福祉・教育・医療などの公共サービスを享受できる権利が憲法上の基本的人権として保障されていることから、それを実現するための財政的裏付けとしてなされてきたものです。ところが、新

自由主義と自己責任を基調とする自民党草案においては、そのような体制は根本から崩されることとなり、国の責務は放棄され、まさに地域ごと、自治体ごとの格差が、公共サービスの格差や住民の負担増にそのまま現れてくることになるのです。

さらに、「財政の健全性」と言えば聞こえはいいですが、実際には、「健全化」と称して、自治体ごとの格差が容認されることになり、福祉国家としての国の役割の放棄とあいまって、住民の福祉や教育に対する支出が減らされて住民の生存権や教育を受ける権利を後退させることにつながりかねません。これでは、最後のセーフティネットとしての地方自治体の役割は失われることになってしまいます。

(4) 道州制へと道を開く自民党草案

自民党草案 93 条 1 項は「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める。」との規定を新設しています。これまで、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項において「普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。」と定められていたものを、あえて憲法に「包括する広域地方自治体」と規定しようとしています。自民党草案は、現在の都道府県および市町村という二段階制の地方公共団体のあり方に関する議論を、憲法を変えて「包括する広域地方自治体」との文言を入れ込んでしまうことで一掃し、道州制への道筋をつける意図があることは明らかです。

自民党草案の目指す方向によれば、現在都道府県レベルで行なわれている自治体業務がより広い単位の広域地方自治体で行なわれることになり、現在は国の地方支分局の権限となっている事務についても広域地方自治体に移管されることも想定されます。

「平成の市町村合併」として行なわれた市町村合併は、基礎的な地方自治体を合併することにより市町村の種々の住民サービスや首長、議会等の住民自治の機構を統廃合し、財源を大型開発等に集中させようとするものであり、住民自治を充実する視点に乏しいものでした。自民党草案が、「広域地方自治体」と明記して道州制への動きを加速しようとするのも、現在の都道府県よりも広い単位で財源を集中し、大型開発等をすすめるようとするものであり、地方自治体の発展や住民自治の充実、住民への福祉サービスの拡充といった観点は欠けています。

現行憲法 93 条の地方公共団体について、最高裁は「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在（する）・・・地方団体であること」(最高裁昭和 38 年 3 月 27 日判決)を要件としており、都道府県はこれに該当しますが、広域地方自治体はこの要件にはおよそ該当しません。

都道府県を廃止して道州制を導入することは、住民自治の保障という点から見ても逆行する動きです。住民から自治体がいよほど遠くなるということは、住民の権利保障の後退につながるものです。現在、近畿地方の 5 府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵

庫県、和歌山県）と鳥取県、徳島県、さらに政令指定都市2市（大阪市、堺市）で関西広域連合が作られています。広域防災は兵庫県、広域医療は徳島県など、これまで都道府県が担ってきた事務が分散されてしまっています。これに伴い、各府県における当該部署は廃止され、住民の安全や福祉を担う地方自治体の役割が後退しています。また、関西広域連合議会の議員はわずか27名に過ぎず、住民の意見をくんで施策に反映させることなどはおよそ不可能であり、住民自治は大きく後退し、各府県の部署廃止によって得られた財源も、住民の福祉ではなく、都市部の大型開発に投入されるという仕組みになっているのです。

（5）住民投票制度の後退

現行憲法は「一の地方公共団体のみに適用される特別法」について住民投票によらなければならないと定めていますが、自民党草案97条は「特定の地方自治体の組織、運営若しくは権能について他の地方自治体と異なる定めをし、又は特定の地方自治体の住民にのみ義務を課し、権利を制限する特別法」と規定を変え、制限しようとしています。

地方自治や住民の意思の尊重という視点から、住民投票の活用は望ましいものであり、これまでの規定を制限する必要はありません。住民自治の貴重な手段を後退させることとなります。

第5章 排外的ナショナリズム 天皇中心への逆行

自民党草案の特徴の一つとして、天皇中心の国づくりを目指している点を挙げる事ができます。言うまでもなく、大日本帝国憲法下において日本が天皇中心の国家体制を構築したことが、先の大戦の惨禍をもたらした一因である以上、このような歴史の巻き戻しは、決して容認できるものではありません。

1 天皇の地位の強化

自民党草案は、前文で、「日本国は・・・天皇を戴く国家」（自民党草案前文1段）であると宣言したうえ、1条で天皇が「日本国の元首」と規定し、4条で皇位に基づく元号の制定を規定します。まるで、天皇が国家と国民の上に立ち、その歴史と社会生活を支配しているかのようです。これでは、大日本帝国憲法のもとで国を統治した天皇と、現在の日本国憲法のもとにおける象徴天皇との根本的な差異が見逃されてしまいます。

ここで「元首」という言葉の意味は固定的でなく、法律的な議論には適しません。ただし、明治憲法において天皇が君主の地位にあったことを考えれば、現行憲法の制定に当たって、「君主」はもちろん「元首」の言葉すら用いなかったのは、「元首」という言葉に国民主権、個人の尊重という現行憲法の基本原理とは相容れない意味が読み込まれていたことによるものと言うことができるでしょう。そうすると、自民党草案があえて「元首」という位置付けを試みる意図が、これまでに述べてきた国民主権原理や個人主義原理の後退と軌を一にする関係にあることは明白です。

さらに自民党草案は、天皇の国事行為に必要なのは内閣の「進言」であり（自民党草案6条4項）、さらに天皇が「国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う。」（同条5項）と定めています。

ここに言う「進言」とは、現行憲法における「助言と承認」（3条）に代えて盛り込まれたものです。「承認」という言葉の通常の意味に照らしても、また、「国政に関する権能を有しない」（現行憲法4条1項）との規定を踏まえても、「助言と承認」を受けて国事行為を行う天皇には、独自の判断で行動できる余地はありません。ところが、これを「進言」と言い換えることにより、天皇が内閣の上に立つかのような印象が生まれるとともに、独自の判断で行動する余地が与えられるかのようです。これまで明文上は存在しなかった「公的行為」の新設（自民党草案6条5項）と合わせると、天皇の行動範囲が質・量ともに拡大したような印象を与えます。

また、自民党草案は、憲法尊重擁護義務（現行憲法99条）から天皇・摂政を除外しています（自民党草案102条2項）。自民党草案のもとで天皇が元首の地位にあると規定されていることからすれば、立憲主義のもとで、天皇が憲法を尊重擁護すべき必要性はますます高まるはずで、それにもかかわらず天皇を尊重擁護義務から除外する

がごときは、憲法原理と矛盾するというほかありません。

以上のとおり、自民党草案は明らかに天皇の地位の強化を企図しており、国民主権の原理の下での象徴天皇制を変質させるものです。

2 国旗・国歌の制定と排外的ナショナリズム

自民党草案は、「国旗は日章旗」、「国歌は君が代」と定めたうえで（自民党草案3条1項）、国民に国旗国歌の尊重を義務づけます（同条2項）。

しかし、日章旗（日の丸）と君が代が、内外に多大な惨禍をもたらした先の戦争における軍国主義・皇国思想の象徴であったという歴史的事実を踏まえれば、日の丸・君が代を国旗・国歌として受け入れたくないとする市民が今もなお相当数存在することには十分な理由があります。

国旗国歌法が制定された際に世論が大きく分かれ、国会答弁等において、国民に対して尊重を義務づけるものではないことが明確にされたのも、国旗・国歌がセンシティブな問題であったことを示しています。

さらに、「日の丸・君が代」に対して敬意を払うことはできない等と考えた人たちが当事者となった訴訟で、最高裁は、上記のような日の丸・君が代が戦前の軍国主義や国家体制等との関係で果たした役割に関わる歴史観ないし世界観が憲法19条の保障する思想・良心に含まれるとの判断を示しています。

また、尊重を義務づけられる国民の中には、先の戦争において侵略を受けた東アジア諸国の出身者やその子孫も含まれます。そのような人が日の丸・君が代に対して否定的感情を抱くのはいわば当然とも言えるのであり、尊重を義務づけるなどもつてのほかというべきです。

このような微妙な問題を孕む国旗・国歌を憲法上に定めるうえ、その尊重を義務づけるがごときは、まさしく権力の横暴であり、最も憲法に相応しくない事柄であると言わざるを得ません。

そのうえ自民党草案は、公務員の選挙について、国政については「成年者による」（憲法15条3項）を「日本国籍を有する成年者による」（自民党草案15条3項）に変更し、地方自治体については「住民」（憲法93条2項）を「住民であって日本国籍を有する者」（自民党草案94条2項）に変更して、在日外国人の選挙権を憲法上否定しようとしています。

こういった自国中心の排外的ナショナリズムは、他国との摩擦を生むだけであり、日本国憲法の国際協調主義にも反するというべきです。

第6章 「維新の会」の国づくりは自由民主党と同じ ～「維新八策」批判

1 維新の会が目指す国家像の危険性

(1) 現行憲法を根底から否定する維新八策の国家像

大阪維新の会は、2012年（平成24年）9月1日、国政への進出を前提として維新八策の最終案をとりまとめ、これを公表しました。大阪維新の会を率いる橋下徹大阪市長は、同月12日、新党「日本維新の会」を設立して次期衆院選で国政に進出することを宣言し、同月28日に「日本維新の会」を正式に発足させました。そして、2012年（平成24年）総選挙の公約では、「自主憲法の制定」を明言しました。

維新八策・最終案では、改憲について挙げられているのは、①憲法改正発議要件の緩和、②首相公選制、③首相公選制と親和性のある議院制、④94条の改正、⑤9条の改正に関する国民投票の5つですが、維新八策の中には、これ以外にも改憲をしなければ実現できない政策が数多く含まれています。これらの維新八策の諸政策を検討すれば、「日本維新の会」が制定を目指すという「自主憲法」がどのようなものになるかが明らかとなります。

橋下大阪市長が率いる維新の会は、大阪において異常な人権侵害と徹底した民主主義の破壊を強行していますが、こうした動きは日本国憲法が謳う国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などの基本理念と真っ向から対立します。にもかかわらず、大阪方式の人権侵害と民主主義の破壊を全国に波及させようとするれば、日本国憲法の基本理念を根底から覆す改憲が不可避となります。維新八策は、日本国憲法を根底から否定する改憲を視野に入れた政策にほかなりません。

(2) 目指すは新自由主義構造改革路線の実現、平和主義の放棄

ア 新自由主義路線の実現と平和主義の放棄のためのグレートリセット

維新八策は、「日本再生のためのグレートリセット」と称して日本の社会システムを大きく変更すると宣言しています。

「グレートリセット」と称して維新八策が実際に目指しているのは、徹底した新自由主義構造改革路線の実現であり、憲法が謳う平和主義の放棄です。そして、これらの政策を実現できる強権政治を行うための統治機構の改変です。

イ 福祉国家理念の否定と競争至上主義

維新八策は、冒頭に「給付型公約から改革型公約へ」というスローガンを掲げ、「今の日本、皆さんにリンゴを与えることはできません。リンゴのなる木の土を耕し直します」と述べています。これは、福祉国家の理念を否定し、社会保障を切り捨てる宣言にほかなりません。

維新八策は、上記のスローガンに続けて、「維新が目指す国家像」と題して、「自立する個人、自立する地域、自立する国家」を実現すると表明し、そのためには、「自

助、共助、公助の範囲と役割を明確にすること、公助から既得権を排し真の弱者支援に徹すること、そして現役世代を活性化し、世代間の協力関係を再構築することが必要です。」としています。「公助」から既得権を排し、弱者支援を真の弱者に限定するとして福祉国家としての国の役割を放棄し、「自立」と「自助」を強調し、国家に頼らない国民を推奨し、国民に自助努力を求めています。

その上で、維新八策は、冒頭の結論部分で「グローバルな競争力を持つ経済を再構築する必要があります」と明言し、「そのためには国民の総努力が必要です」としています。これは、福祉国家の理念を否定し、社会保障を切り捨てる目的が競争至上主義の新自由主義構造改革路線の実現にあることを明らかにしたものです。

ウ 平和主義の放棄

維新八策は、「日米同盟を基軸」とし、「軍隊を保有」すると明記し、さらには、戦争の放棄と戦力不保持を謳う憲法9条の改正にも言及しており、現行憲法の平和主義を放棄することを明らかにしています。

エ 国民の声を押さえ込むための統治機構の改変

維新八策は統治機構の改変にも言及しています。「決定でき、責任を負う民主主義」「決定でき、責任を負う統治機構」というスローガンを掲げ、議会制民主主義を形骸化し、強権政治の実現を図ろうとしています。

統治機構を新自由主義構造改革路線を実現し、社会保障を切り捨てる政策を押し進めやすいものに改造しようとしているのです。競争至上主義、弱者切り捨ての新自由主義構造改革路線の政策を推し進めれば、国民との矛盾は深まり、政治に対する不満の声が高まります。国民の命とくらしを犠牲にし、民意に反してアメリカと財界言いなりの政治を実現するには、高まる政治不信や国民の不満の声を押さえ込まざるを得ません。その手段が「決定」ありきの強権政治なのです。

「決定」を強調する維新八策の統治機構の改変は、新自由主義構造改革路線を強行し、国民の声を押さえ込むためのものにほかなりません。

以下に、維新八策の具体的な内容を検討していきます。

2 平和主義の否定

維新八策は、現行憲法の平和主義を放棄し、日本をアメリカと一緒に戦争する国とすることをねらっています。

維新八策は、「憲法9条を変えるか否かの国民投票」を掲げています。憲法9条を変えるか否かそのものを国民投票で問うとしていますが、他方で、「日本の主権と領土を自力で守る防衛力と政策の整備⇒軍隊の保有へ」と明記し、軍隊を保有としているのですから、実際には、戦争の放棄と武力の不保持を謳った憲法9条を変えることを前提にしているのです。維新八策が目指すものは、侵略戦争に対する反省を投げ捨て国防軍の創設をねらう自民党改憲案と同じです。

さらに、維新八策は、「主権・平和・国益を守る万全の備えを」と題して、「日米同盟を機軸」とすることを掲げ、日米同盟の維持・強化を宣言しています。その上で、「自由と民主主義を守る国々との連携を強化」し、「国連P K Oなどの国際平和活動への参加を強化」するとし、世界の憲兵を自認するアメリカが行う戦争と一緒に参戦することを目指しています。そして、アメリカと一緒に戦争に参加するためには、前提として集団的自衛権を容認せざるを得ません。

維新八策は、自民党の改憲案と同様に、憲法の平和主義を否定し、憲法9条を改憲して軍隊の存在や集団的自衛権を認め、日本の軍隊がアメリカの戦争に参加し、日本をアメリカと一体となって戦争する国にすることをねらっているのです。

3 大企業を優先し雇用と暮らしは切り捨て

維新八策には現行憲法の基本的人権規定の改正に関する直接の言及はありません。しかし、維新八策が掲げる諸政策には、憲法の基本理念や基本的人権の諸規定に抵触するものがあり、実際には、現行憲法の人権規定の改悪が必要となる内容となっています。

(1) 大企業優遇、競争力強化一辺倒の政策

維新八策の経済政策は、「実経済政策は競争力強化」「国・自治体・都市の競争力強化」「競争力を重視する自由経済」「競争力強化のためのインフラ整備」など、競争力強化一辺倒です。大企業向けのインフラ整備を打ち出し、「産業の淘汰を真正面から受け止める産業構造の転換」を掲げ、弱肉強食の社会づくりを目指しています。さらに、富裕層ほど有利な所得減税となる「超簡素な税制＝フラットタックス化」を打ち出しています。原発政策についても「脱原発依存体制」とは言っても、けっして「脱原発体制」とは明言せず、原発の維持を望む財界の意向に配慮しています。大阪維新の会代表の橋下大阪市長が関西財界の圧力に負けて大飯原発再稼働を容認したことは記憶に新しいでしょう。

自民党の改憲案は、憲法22条1項からあえて「公共の福祉に反しない限り」という制限をはずして大企業の自由な活動を保障しようとしています。以上のような維新八策が目指す経済政策を実現するには、自民党案と同様の改憲が必要となるでしょう。

(2) 社会保障の切り捨て、雇用の不安定化

ア 小さな政府を目指し、社会保障は切り捨て

維新八策は、大企業優遇、競争力強化の政策を打ち立てている一方で、国民の暮らしをまったく顧みず、社会保障の切り捨て、雇用の不安定化を図る政策を打ち出しています。

社会保障については、「真の弱者を徹底的に支援」するとしています。本来すべての

国民が受ける権利を持つ社会保障に「真の弱者」という選別を持ち込んで社会保障を享受できる国民を絞り込もうとしているのです。そして、「自立する個人を増やすことにより支える側を増やす」とし、「自助、共助、公助の役割分担を明確化」するとして国民の「自立」と「自助」を強調し、他方で、「持続可能な小さな政府」を実現するとし、福祉国家としての国の役割を放棄し、「社会保障給付費の合理化・効率化」の名で社会保障を切り捨てようとしているのです。

イ 生活保護の分野

具体的には、生活保護について、「現物支給中心の生活保護費」や「支給基準の見直し」を打ち出し、生活保護費の切り下げをねらい、「有期制（一定期間で再審査）」の導入による保護の打ち切りの制度化を目論んでいます。これは、すべての人に人間らしい健康で文化的な生活を保障しようとする現行憲法の生存権（25条）を脅かすものです。

ウ 医療・介護の分野

また、医療・介護の分野では、アメリカが求める「混合診療を完全解禁」すると明記し、さらに、「公的保険の範囲を見直し」するとし、「高コスト体質、補助金依存体質の改善」や「公的医療保険給付の重症患者への重点化（軽症患者の自己負担増）」を方針としています。これは、保険で受けられる医療を切り縮め、国民の負担を増やす一方で国の責任を低減し、医療における資力による格差を容認しようとするものです。

エ 雇用の分野

雇用の分野では、「ニーズのない雇用を税で無理やり創出しない」とし、「民民、官民人材の流動化の強化徹底した就労支援と解雇規制の緩和を含む労働市場の流動化」をすとしており、労働者の権利保護を弱めつつ、雇用の不安定化をいっそう押し進めようとしています。

（3）戦後教育の破壊

維新八策は、教育の分野において、政治による直接の教育支配、競争主義と管理・強制の徹底、教育への格差導入を目指し、現行憲法が築いてきた戦後教育を破壊しようとしています。

ア 教育への政治介入

維新八策は、「大阪府・市の教育関連条例をさらに発展、法制化」するとし、「教育委員会制度の廃止（首長に権限と責任を持たせ、第三者機関で監視）」を明言しています。これは、政治による直接の教育支配を宣言するものにほかなりません。

そして、教育への政治介入を達成するために「公立学校長の権限の拡大・強化、校長公募など、学校マネジメントの確立」や「学校を、学長・校長を長とする普通の組織にする」ことを掲げ、校長の権限を強化し、徹底した管理と強制の体制を導入し、教員に対して政治支配への服従を義務づけようとしています。その実例が橋下大阪市

長が知事時代に民間人から任用した府立高校の校長による卒業式での「君が代」斉唱の際の教師の口元チェックです。

現行の教育法制は、戦前の国家主義の教育行政に対する反省から、教育の政治的中立性をうたい、これを教育委員会制度によって担保しようとしたものです。維新八策は、こうした教育の政治的中立性と教育の自由を真っ向から否定しています。

さらに、「教職員労働組合の活動の総点検」と称し、政治よる教育支配に従わない教員とこれを支援する労働組合による抵抗を排除しようとしています。

イ 子どもの全面的な発達を阻害する過度の競争主義

維新八策の教育政策は、競争主義を貫こうとする点で明らかに新自由主義的です。

「あしき平等・画一主義から脱却し、理解ができない子どもには徹底的にサポートし、理解できる子どもはぐんぐん伸ばす、個人の能力を真に伸ばす教育へ」という理念は、実際には子どもたちの成績偏重による学力評価による格差を助長し、教育に過度の競争主義を持ち込み、子どもの人間性などの多様かつ全面的な発達を阻害するものです。

さらに、「生徒・保護者による公公間、公私間学校選択の保障」、「選択のための学校情報開示の徹底」を掲げて学校選択制を徹底し、さらに、「教育バウチャー（クーポン）制度の導入」をして、教育に市場原理を導入し、学校間競争を激化するなどして、学校間格差を押し広げ、学校選択制を徹底しようとしています。

ウ 管理と強制の徹底

維新八策の教育政策には、個人の自由や個性の尊重という姿勢は認められません。大阪での「日の丸・君が代」の強制の実態をみれば、維新八策が目指す教育が個人の自由や個性の尊重する教育ではなく、管理と強制の徹底であり、戦前を思い起こす国家主義の押しつけであることは明らかです。これは、戦後教育の破壊にほかなりません。

（４）公務員改革の危険な内容

維新八策は、「大阪府・市の公務員制度改革…を国に広げる」と宣言し、大阪方式を国政に拡大しようとしています。大阪方式の最大の特徴は、「政治による行政の支配」であり、職務命令絶対主義と厳罰主義です。実際にこうした大阪方式を国政に拡大しようとするれば、さまざまな形で現行憲法の人権保障と抵触することになり、改憲が不可避となります。

ア 政治による行政支配

維新八策は、「大阪府・市職員基本条例をさらに発展、法制化」とし、「内閣による人事権の一元化」や「内閣による公務員採用の一元化」をはかるとしています。大阪府・市での維新の会のやり方は、「組織（市役所）が市長の顔色をうかがわないで誰の顔色をうかがうのか」という橋下大阪市長の発言が示すように、職務命令絶対主義そのものです。大阪府・市では、首長が公務員の頂点に位置し、職員が懲戒処分

脅して職務命令への服従を強いられるという徹底的な管理統制がまかり通っています。まさに政治による行政支配にほかなりません。他方で、橋下大阪市長は、大阪市の新規採用者発令式で「公務員は国民に対して命令する立場に立つ」として、首長の管理統制下の公務員が国民に命令するとしています。

これを国政に置き換えれば、内閣(実質的には首相)が「人事権の一元化」や「採用の一元化」で公務員の任命権と人事権を掌握して公務員を徹底的に管理統制し、「官民給与比較手法(総額比較)の抜本的改正、人事院制度の廃止」や「年齢・在職年数によらない職務給制度」の導入で公務員1人1人の給与を「評価」で縛り、全国の公務員に職務命令への絶対的な服従が徹底されることとなります。そして、こうした政府の管理統制下にある公務員が国民に命令するという構図が実現されることとなります。

イ 公務員を「国民全体の奉仕者」とする憲法理念の破壊

もともと戦前の自治体職員は「赤紙」を配って国民を戦争に駆り立てる権力の手先とされ、「天皇の官吏」として天皇に忠誠を誓い、その意味で「一部の奉仕者」とされていました。維新八策が目指す公務員像は、国民を支配する体制の一貫として位置づけられていた戦前の官吏制度を彷彿とさせるものです。

このような政治による行政支配は、国民主権を基本理念とし、公務員を「国民全体の奉仕者」(15条)とした日本国憲法の理念に反するものです。公務員は、「国民全体の奉仕者」として、国民の人権保障のために、法令に従い、固有の専門性を発揮して、職務を遂行すべき立場にあります。公務員のメリットシステム(成績主義)や公務員の身分保障は、公務員が政治に振り回されることなく公務に専念し、国民への行政サービスを充実させるためのものです。

ところが、維新八策は、「公務員を身分から職業へ」や「公務員の強固な身分保障の廃止」を掲げ、公務員の身分保障を否定しています。また、「管理職の内外公募制」や「大胆な政治任用制度(次官、局長級幹部の政治任用)」を掲げています。これは、事実上のスポイルズシステム(獵官主義)の導入を意味します。これによって時の政府や首相の意向で公務員の上層部の入れ替えが可能となり、幹部職員は組織で生き残るために政府・首相にひたすら追従することとなります。維新八策は、「官民の人材流動化」も掲げており、中堅クラスの公務員も時の政府や首相の意向で入れ替えが可能となります。メリットシステムの破壊であり、公務員を全体の奉仕者とする憲法の理念に反する政策にほかなりません。

ウ 「物言わぬ公務員」づくりを目指す政治活動の制限

さらに、維新八策は、「公務員労働組合の選挙活動の総点検」や「公務員の関係首長選挙活動の制限」を掲げています。

橋下大阪市長が、市職員に対して政治的傾向や組合活動の参加状況を問い、職員の思想・良心の自由や政治的表現の自由、労働基本権を侵害する憲法違反の思想調査を強行したことや、職員の政治的行為を広範に制限する条例を成立させ、市長や市政へ

の批判を「懲戒処分」で封じ込めようとしていることに鑑みれば、維新八策が政治活動の禁止と懲戒処分で「物言わぬ公務員」を作り出そうとしていることは明らかです。

個々の公務員は、現行憲法の下で、それぞれ労働者として、あるいは国民として政治活動をはじめとする諸権利を保障される立場にあります。維新八策の公務員改革は、こうした公務員の労働者としての権利、国民としての権利を剥奪する内容であり、憲法違反の暴挙にほかなりません。

4 統治機構の改変による強権政治

(1) 憲法改正を伴う統治機構の改変

維新八策は、「統治機構の作り直し」を宣言し、その基本理念を「決定でき、責任を負う統治の仕組みへ」とし、基本方針として、「首相公選制」「首相公選制とバランスのとれた議会制度」「簡素、効率的な国会制度、政府組織」「首相が年に100日は海外に行ける国会運営」「現在の参議院廃止を視野に入れた衆議院優位の強化」「国会の意思決定プロセスの抜本的見直し」を掲げています。これらの「改革」は、いずれも憲法改正なしには実現できません。

(2) 国会の機能低下と首相の権限強化

維新八策が目指す統治機構の改変は、首相の権限強化による強権政治の実現と国会の機能低下による議会制民主主義の形骸化が大きな特徴です。

ア 国会の機能低下と議会制民主主義の形骸化

「衆議院の議員数を240人に削減」し、「簡素、効率的な国会制度、政府組織」に変え、「首相が年に100日は海外に行ける国会運営」をすることをしています。

日本国憲法は、国民主権の下、正当に選挙された代表による議会制民主主義を保障しています。国会議員は、国民の声を国政に反映する大切なパイプなのです。維新八策が提唱する衆議院の議員定数の半減は、国民の声を代表する議員を減らし、国民の声を切り捨てるものにほかなりません。さらに、維新八策は、国会を「簡素」で「効率的」なものに形骸化し、ひいては国民主権そのものを形骸化しようとしているのです。首相が年に100日も海外に行けるような国会運営では政府を民主的にコントロールする議院内閣制は有効に機能しません。

それだけではありません。維新八策は、「現在の参議院廃止を視野に入れた衆議院優位の強化」を掲げて、一院制を目指すとしています。現行憲法は、両院制による国民の信を問う機会の確保や両院によるチェック・アンド・バランスを図るシステムを採用しています。これによって一時的な多数派による悪法の制定や強権政治を阻止する機能を議会に担わせてきましたが、参院が廃止されればこうした機能が失われることとなります。

イ 首相の権限強化

他方で、「首相公選制」を実現するとし、首相と議会の関係については、「首相公選制とバランスのとれた議会制度」を掲げていますが、そのねらいは首相の権限強化にあります。国会の機能を低下させながら、「難問を先送りにせず決定できる統治機構」をつくとすれば、それは、首相による民意とかけ離れた強権政治にほかなりません。ウ 狙われているのは財界とアメリカが求める政策を「決定」できる政治

国民主権の下では、国の政治を決定するのは国民自身でなければなりません。しかし、維新八策の「決定できる」政治では、決定権限をもつのは、国民ではなく、時の政権を担う首相であり、その背後には財界とアメリカがいるのです。国民目線に立つのではなく、財界とアメリカの利益を最優先にした政治ができるように、首相に「決定」する権利を与えることが維新八策の本当のねらいです。

維新八策は、国会の機能を低下させて議会制民主主義を形骸化し、他方で、首相の権限を強化し、強権政治を実現することを目指しているのです。決定できる政治が実現するものは、「TPP 参加、FTA 拡大」であり、消費税増税、原発再稼働にほかなりません。

5 地方自治

維新八策は、道州制を目指し、住民の人権保障や地方自治の充実に対する国の責任を後退させ、現行憲法の「地方自治の本旨」を変質させようとしています。

(1) 目指すは道州制

維新八策は、「中央集権型国家から地方分権型国家へ」という理念を掲げ、「道州制が最終形」であるとしています。

道州制が実現されれば、現在の都道府県レベルで行われている自治体業務がより広い単位の広域自治体で行われることとなります。これは、住民サービスや住民自治の充実と逆行するものです。結局、現在の都道府県よりも広い単位で財源を集中し、大型開発等による経済活動が優先されるのです。

(2) 自治体間格差の助長

維新八策は、「地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止」をし、「自治体の自立・責任・切磋琢磨（せつさたくま）」を強調しています。

地域間において住民の所得等に歴然とした格差がある現状のまま、地方交付税制度が廃止され、地方自治体の財源が地方税中心となれば、地方自治体の財政力に大きな格差が生じてしまいます。

これは、住民に対する行政サービスの水準にも格差がもたらされることを意味します。憲法は、すべての国民が等しく一定水準の福祉や教育などの公共サービスを受受できる権利が保障されることを目指していますが、維新八策は、こうした憲法の理念

と相反するものです。

さらには、「自治体破綻制度の創設」「倒産のリスクを背負う自治体運営」を掲げ、財政力の脆弱な地方自治体を破綻させることをも想定しています。維新八策は、脆弱な財政基盤しか持たない基礎的地方自治体を徹底的に切り捨てようとしているのです。

(3) 住民の福祉に関する国の役割放棄

他方で、維新八策は、「国の役割を絞り込み、人的物的資源を集中させ外交・安全保障・マクロ経済政策など国家機能を強化する」「内政は地方・都市の自立的経営に任せる」「国の仕事は国の財布で、地方の仕事は地方の財布で」「国と地方の融合型行政から分離型行政へ」として、国の責任を限定し、住民の福祉に対する責任を地方自治体に転嫁しています。

また、「行政のNPO化、バウチャー化」を掲げ、公務の民営化を押し進めて中央政府や地方自治体が直接担う行政を縮小し、公務・公共サービスを営利活動の対象へ置き換えようとしています。

その結果、憲法が保障する生存権が実質的に骨抜きになり、ナショナルミニマム（政府が国民に対して保障する生活の最低水準）が失われることとなります。

6 憲法改正手続の緩和

維新八策は、自民党の改憲案と同様に、「憲法改正発議要件（96条）を3分の2から2分の1に」と掲げ、改正要件を緩和するとしています。改正要件が緩和されれば、時の多数派によって、容易に国民の人権侵害を許す憲法改正が可能となります。

実際に、維新八策が「8. 憲法改正」の項目で掲げているのは、①「首相公選制」、②「首相公選制と親和性のある議院制＝参議院の廃止も視野に入れた抜本的改革・衆議院の優位性の強化」、③「地方の条例制定権の自立（上書き権）（「基本法」の範囲内で条例制定）憲法94条の改正」、④「憲法9条を変えるか否かの国民投票」ですから、憲法改正の要件を緩和して実現しようとする憲法改正の主眼が強権政治の実現と平和主義の否定にあることは明らかです。

7 急進的な構造改革と改憲に進む「維新の会」

以上のように、維新八策は、急進的な形で新自由主義構造改革を実現し、日本をアメリカと一緒に戦争ができる国につくりかえようとしています。

維新八策が目指す改憲は、現行憲法の基本理念を根底から覆し、平和主義を放棄し、積極的に格差を容認し、あらゆる分野に競争と強制を導入し、国民の命とくらしを守る国の役割を放棄し、社会保障を切り捨てる内容となっています。実際に維新の会が具体的な改憲案を作成すれば、その内容は、自民党の改憲案と同様に現行憲法の基本理念を否定し、これを全面的に改悪するものとなるでしょう。維新八策が目指す日本

は、格差と貧困が増大し、弱者が切り捨てられる社会であり、財界とアメリカの意向には適っても、大多数の国民の利益と相容れない国家です。こうした改憲は絶対に許されてはなりません。